

# がけ地近接危険住宅移転事業対象住宅について

新潟県建築基準条例第8条で建築を制限している区域内の住宅は、次の項目全てに該当しているものが対象となります。

- ①現在居住している住宅の建築が、昭和47年5月31日以前であること。  
※昭和47年6月1日以降増改築を行っている場合は対象外です。
- ②現在居住している住宅に近接しているがけの傾斜が30度以上あり、かつ、そのがけの高さが5mを超えていること。
- ③現在居住している住宅からがけまでの距離が、がけの高さの2倍未満であること。
- ④移転後、その住宅を取り壊すこと。

## 対象住宅概念図

